

教学指第1673号
教特第1140号
教安第1524号
教体第1038号
令和4年3月17日

各県立学校長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置の終了に伴う県立学校の教育活動等について（通知）

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県を対象としたまん延防止等重点措置が、令和4年3月21日（月）をもって終了とすることが決定されました。

このことに伴う県立学校の教育活動等については、引き続き感染防止対策は徹底した上で、下記のとおり、原則として通常の教育活動を実施することとしますが、本県における感染状況は未だ留意すべき状況にあることを踏まえて、感染リスクの高い活動については、活動内容や方法を工夫するなどにより、感染拡大防止に最大限努めながら実施するようお願いいたします。

また、本通知は主に学年末の教育活動等並びに学年末及び学年始め休業における対応等について示すものです。特に、この期間は短縮日課や部活動等により、児童生徒の行動範囲が一層広がり、個人個人の感染防止対策への意識が緩むことが予想されます。放課後や休業日の過ごし方、部活動における個人及び集団としての行動が、新年度の学校運営に大きな影響を与えることになりかねない、ということを見出し、児童生徒が認識し、当事者意識を十分に備えた上で、学年末・学年始めの期間を過ごすよう御指導いただきますようお願いいたします。

なお、新年度における県立学校の教育活動等の対応については、改めて通知します。

記

1 基本的な学校運営の方針について

- (1) 「学校における感染対策ガイドライン」（これに関連する通知を含む。）及び本通知を踏まえた感染防止対策を万全にした上で、学校運営を継続する。
- (2) まん延防止等重点措置終了後の時差通学等については次のとおりとする。
基本的に通常日課とするが、地域の感染状況や交通事情等の実情により、学校長による実施の要否及びその期間について判断することは差し支えない。時差通学を実施する場合には、事前に担当課に相談すること。
- (3) 県立特別支援学校、定時制・通信制高等学校及び中学校についても、原則として通常日課とするとともに、各学校の特性や児童生徒の状況等に鑑み、必要に応じて時差通学等を実施する。

時差通学を実施する場合には、事前に担当課に相談すること。

※ 時差通学等の取扱いについては、県内の感染状況や各校における教育活動の状況等によって、変更することがある。

2 学習活動について

引き続き感染防止対策を徹底し、学びを継続する。感染リスクの高い活動の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫する。

3 学校行事及び部活動等について

引き続き感染防止対策を徹底し、学校行事の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、活動の内容や方法を工夫するとともに、学外の参加者について、行事の趣旨や目的を踏まえて、必要に応じて制限を設ける。

(1) 入学式

令和4年1月21日付け教学指第1362号、令和4年1月25日付け教特第930号「新型コロナウイルス感染症に伴う卒業式等の実施方法について（通知）」によること。

(2) 終業式、始業式等

十分な感染防止対策とともに、可能な限り参加人数を少なくする、短時間で行う、身体的距離を確保する、リモートで実施する等の工夫をすること。オンラインや一斉放送等による実施も検討すること。

(3) 校外学習等

県外も可とする。実施に当たっては、感染症防止対策を徹底するとともに、感染状況によっては、日程・行き先の変更等を含め、弾力的に対応すること。なお、海外研修等は当面の間行わない。

(4) 部活動

実施に当たっては、感染防止対策を徹底し、部活動ガイドライン及び各学校の活動方針に基づき実施する。なお、他校との練習試合等の交流も可能とするが、特に学年末・学年始め休業中の活動については、新年度の学校教育活動を円滑に開始できるよう、感染拡大を招かないための工夫をするなど、感染防止対策を万全にした上で実施する。

※ 学年末・学年始め休業中の部活動の取扱いの詳細については、部活動に係る別途通知を参照すること。また、休業中であっても、集団感染が発生するなど、感染状況によっては、当該学校または県全体の部活動を停止することもあり得る。

新年度の部活動の取扱いについては、学年末・学年始め休業中の活動の実施状況と感染状況を踏まえて判断するものとし、詳細は改めて通知する。

4 感染症対策について

(1) 児童生徒への指導

- 3密（密集・密接・密閉）の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染予防対策を徹底する。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクが望ましい旨を周知する。
- 登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱及び何らかの症状の有無の

確認)を実施するとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には登校せず、自宅で休養することを徹底する。

- 昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を飲食時のみとし、多人数で密集しないこと、向かい合わせ等にならないこと、飲食中は会話しないこと等について指導を徹底する。
- 休み時間中、他クラスの児童生徒同士が集まることを控えるよう指導する。
- 部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になる可能性のある場所は、人数制限等の使用ルールを明確にし、遵守させる。
- 公共交通機関を利用する際は、基本的にマスクを着用し、会話を控えるよう指導する。
- ※ 特に高校生は、次のような場面で感染する事例が見られることから、こうした場面を避けるよう、指導を徹底する。
 - ・ 登下校時における飲食店や遊興施設への立ち寄り
 - ・ 部室や更衣室等の密になりやすい空間や昼食でのマスクを外した会話
- ※ 年度末・年度始め休業を間近に控え、学校内での活動時だけでなく、土日祝日を含めた休日及び休業日における感染予防対策についても、上記4(1)の内容を参考に指導を徹底する。

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- 3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの適切な着用、手洗いや換気等の基本的な感染症対策を徹底する。特に会話する際は、原則としてマスクを着用すること。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクが望ましい。
- 感染が判明した者のうち、風邪症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- 特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を飲食時のみとし、飲食中は会話を控える。
- 勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底するよう努める。
- 家族の健康管理(毎朝の検温や健康状態の確認)や感染防止にも留意する。

(本件連絡先)

【学習指導・文化部活動に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL: 043(223)4057

【障害のある児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL: 043(223)4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL: 043(223)4092

【体育の授業・運動部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL: 043(223)4108